

泉大津市産後ケア事業（居宅訪問型）委託事業者募集要項

1 概要

泉大津市産後ケア事業（居宅訪問型）を実施するにあたり、産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、訪問型による支援を提供できる事業者を募集する。

2 業務の内容

別紙「泉大津市産後ケア事業（居宅訪問型）委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 実施要件

- (1) 大阪府内に設置された医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は助産所であること。
- (2) 仕様書「4. 業務内容(2)サービス提供」に定めるサービスを提供できること。
- (3) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書「4. 業務内容(2)サービス提供」に定める内容について実績があること。
- (4) 利用者の病変その他緊急時に母子を受け入れる協力医療機関と緊急時の対応について文書で取り決めを行い、あらかじめ写しを泉大津市へ提出すること。
- (5) 泉大津市との適切な連絡体制を確保すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 委託料

委託料は、表1の委託料から表2の負担区分に応じた利用者負担金を減じた額とする。なお、事業者は、表2の負担区分に応じて、利用者から利用者負担金を徴収する。

表1

1日あたりの委託料
10,000円

表2

負担区分	市民税課税世帯	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯
1日あたりの 利用者負担金	500円	100円

6 応募資格

「3 実施要件」及び次の各号に掲げる内容を全て満たしている者。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 納税義務者にあつては、国税及び市税の未納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

7 応募申請方法

(1) 事業開始までの流れ

- ① 応募申請
- ② 本市における審査
- ③ 審査結果通知
- ④ 契約締結
- ⑤ 事業開始

(2) 提出書類

- ① 泉大津市産後ケア事業（居宅訪問型）委託事業者申請書（様式1）
- ② 泉大津市産後ケア事業（居宅訪問型）委託事業者誓約書（様式2）
- ③ 事業者概要（様式3）
- ④ 業務実績（様式4）
- ⑤ 事業実施基本計画書（様式5）
- ⑥ 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式6）
- ⑦ 損害賠償保険証等の写し

(3) 提出方法

「8 担当課」に事前連絡の上、持参又は郵送にて提出

(4) 応募申請上の注意事項

- ① 応募申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、泉大津市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき部分を除き、公開することがある。なお、提出された書類は返却しない。
- ③ 提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

8 担当課(問い合わせ先)

泉大津市役所健康こども部子育て応援課あんしんサポート係

住所：〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 電話：0725-33-1131（代表）